

一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和7年10月15日

長崎県立壱岐商業高等学校長 戎野 和幸



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 高度プログラミング技術者育成業務委託（業務番号1号）
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約の日から令和8年3月27日まで
- (4) 履行場所
長崎県壱岐市勝本町新城西触282 壱岐商業高等学校内
- (5) 入札の方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 競争入札の参加者の資格等（令和6年長崎県立壱岐商業高等学校告示第2号）により、入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者ではないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒811-5533 長崎県壱岐市勝本町新城西触282

（名称）長崎県立壱岐商業高等学校

（電話）0920-42-0033

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者であること。

5 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒811-5533 長崎県壱岐市勝本町新城西触282

（名称）長崎県立壱岐商業高等学校 事務室

（電話）0920-42-0033

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

（1）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

（2）入札説明書の配布は、この公告の日から5に掲げる場所において、令和7年10月22日までの間（県の休日を除く）の8時30分から16時30分までとする。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の日時及び場所

令和7年10月29日 午前10時00分 壱岐商業高等学校管理棟2階会議室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の学校に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

（2） 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、（1）から（7）までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- （1） 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- （2） 入札者が法令の規定に違反したとき。
- （3） 入札者が連合して入札したとき。
- （4） 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- （5） 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- （6） 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- （7） 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けてい

る者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 入札執行回数は3回を限度とする。3回まで落札者が決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかであった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (6) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。